



栃木県公報

平成27年
3月17日(火)
第2664号

目 次

告 示

- 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による指定自立支援医療機関の指
定..... 217
- 遊漁規則の変更..... 217
- 道路の区域の変更..... 218
- 道路の供用開始..... 219
- 都市計画事業計画の変更認可..... 220
- 同..... 220

公 告

- 栃木県廃棄物処理に関する指導要綱の一部改正..... 220
- 大規模小売店舗の変更の届出..... 221
- 大規模小売店舗の新設の届出に係る意見の概要..... 222
- 大規模小売店舗の新設の届出に係る県の意見の概要..... 222
- 農用地利用配分計画の縦覧等..... 222
- 県営土地改良事業の異種目換地の指定..... 224
- 都市計画の変更の案の縦覧等..... 224
- 栃木県収入証紙売りさばき場所の変更..... 225

告 示

栃木県告示第94号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第54条第2項に規定する指定自立支援医療機関を指定したので、同法第69条の規定により次のとおり公示する。

平成27年 3月17日

栃木県知事 福 田 富 一

名 称	所 在 地	開 設 者 名	指 定 年 月 日	自 立 支 援 医 療 の 種 類
白澤病院	宇都宮市白沢町1813-16	医療法人慈啓会 理事長 太田 照男	平成27年 3月1日	精神通院医療
とちぎ薬局平松本町店	宇都宮市平松本町326-5	株式会社ジェイピー 代表取締役 渡部 智次	平成27年 3月1日	精神通院医療
ピノキオファーマシーズ那須塩原店	那須塩原市大黒町4-22-2	株式会社ピノキオファーマシーズ 代表取締役 田中 秀和	平成27年 3月1日	精神通院医療
ケアーズ訪問看護リハビリステーション那須烏山	那須烏山市金井2-18-3	株式会社リージョンリンク 代表取締役 阿島 和幸	平成27年 3月1日	精神通院医療

(障害福祉課)

栃木県告示第95号

漁業法（昭和24年法律第267号）第129条第3項の規定により遊漁規則の変更を認可したので、同条第7項の規定により次のとおり公示する。

平成27年3月17日

栃木県知事 福 田 富 一

1 漁業権者の住所及び名称

日光市中宮祠2482番地

中禅寺湖漁業協同組合

2 漁業権の免許番号

内共第8号

3 遊漁規則の変更内容

(1) 変更に係る遊漁規則

中禅寺湖漁業協同組合内共第8号第5種共同漁業権遊漁規則（平成26年栃木県告示第32号）

(2) 変更内容

第3条第2項ただし書を削る。

第5条第1項ただし書中「組合が定めて公示する特例区域における特例期間」を「岸ヶ淵と松ヶ崎を結んだ線以西で組合が別に定める区域（以下「特例区域」という。）における解禁日から12月31日までの間で組合が定めて公示する期間（以下「特例期間」という。）」に改める。

4 変更後の遊漁規則の施行の日

平成27年3月17日

(生産振興課)

栃木県告示第96号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、栃木県県土整備部道路保全課において、平成27年3月17日から同年4月15日まで一般の縦覧に供する。

平成27年3月17日

栃木県知事 福 田 富 一

I

道路の種類 県道

路 線 名 主要地方道 鹿沼日光線

道路の区域

整理番号	変更前後の別	区 間	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)	備 考
14	前	鹿沼市上日向52-11から 鹿沼市上日向314-1まで	8.1～18.7	186.1	
	後	鹿沼市上日向52-11から 鹿沼市上日向314-1まで	9.9～40.3	169.5	

II

道路の種類 県道

路 線 名 一般県道 小来川文挾石那田線

道路の区域

整理番号	変更前後の別	区 間	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)	備 考
149	前	鹿沼市板荷7655-5から 鹿沼市板荷2660-1まで	5.8～12.5	518.0	

	後	鹿沼市板荷7655-5から 鹿沼市板荷2660-1まで	10.5～35.0	498.0	
--	---	--------------------------------	-----------	-------	--

Ⅲ

道路の種類 県道

路 線 名 一般県道 板荷玉田線

道路の区域

整理番号	変更前後の別	区 間	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)	備 考
164	前	鹿沼市板荷1432から 鹿沼市板荷1440-1まで	6.7～9.1	270.0	
	後	鹿沼市板荷1432から 鹿沼市板荷1440-1まで	10.6～13.2	270.0	

Ⅳ

道路の種類 県道

路 線 名 一般県道 石裂上日向線

道路の区域

整理番号	変更前後の別	区 間	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)	備 考
240	前	鹿沼市上日向201-1から 鹿沼市上日向308-3まで	7.5～15.8	575.6	
	後	鹿沼市上日向201-1から 鹿沼市上日向308-3まで	13.7～17.4	575.6	

Ⅴ

道路の種類 県道

路 線 名 一般県道 上日向山越線

道路の区域

整理番号	変更前後の別	区 間	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)	備 考
241	前	鹿沼市上日向52-11から 鹿沼市下日向975-4まで	6.9～18.1	505.1	
	後	鹿沼市上日向52-11から 鹿沼市下日向975-4まで	10.9～18.1	505.1	

栃木県告示第97号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、次の道路の供用を開始する。

その関係図面は、栃木県県土整備部道路保全課において、平成27年3月17日から同年4月15日まで一般の縦覧に供する。

平成27年3月17日

栃木県知事 福 田 富 一

整理番号	路 線 名	供 用 開 始 の 区 間	供用開始の期日
14	主 要 地 方 道 鹿 沼 日 光 線	鹿沼市仲町字西中町1595-22から 鹿沼市麻苧町字麻苧町1584-3まで	平成27年3月17日

149	一 般 県 道 小来川文挾石那田線	鹿沼市板荷7655-5 から 鹿沼市板荷2660-1 まで	平成27年 3月17日
-----	----------------------	----------------------------------	-------------

(道路保全課)

栃木県告示第98号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第63条第1項の規定により、平成20年12月12日栃木県告示第720号宇都宮都市計画道路事業の事業計画の変更を認可したので、同条第2項において準用する同法第62条第1項の規定により告示する。

平成27年 3月17日

栃木県知事 福 田 富 一

- 1 施行者の氏名又は名称
宇都宮市
- 2 都市計画事業の種類及び名称
宇都宮都市計画道路事業 3・4・102号 宇都宮日光線（一条）及び3・3・1号 鹿沼宇都宮線
- 3 事業施行期間
平成20年12月12日～平成32年 3月31日
- 4 事業地
 - (1) 収用の部分
変更なし
 - (2) 使用の部分
なし

栃木県告示第99号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第63条第1項の規定により、平成20年 9月 9日栃木県告示第511号宇都宮都市計画道路事業の事業計画の変更を認可したので、同条第2項において準用する同法第62条第1項の規定により告示する。

平成27年 3月17日

栃木県知事 福 田 富 一

- 1 施行者の氏名又は名称
宇都宮市
- 2 都市計画事業の種類及び名称
宇都宮都市計画道路事業 3・3・105号 産業通り（陽南）
- 3 事業施行期間
平成20年 9月 9日～平成30年 3月31日
- 4 事業地
 - (1) 収用の部分
変更なし
 - (2) 使用の部分
なし

(都市計画課)

公 告

○栃木県廃棄物処理に関する指導要綱の一部改正

栃木県廃棄物処理に関する指導要綱の一部を改正する要綱を次のように定めたので公表する。

平成27年 3月17日

栃木県知事 福田 富一

栃木県廃棄物処理に関する指導要綱の一部を改正する要綱

栃木県廃棄物処理に関する指導要綱（平成10年6月16日付け公告）の一部を次のように改正する。

第6条の見出しを「（最終処分場の設置等に係る距離制限）」に改め、同条中「限る」の次に「。次項において同じ」を加え、同条に次の1項を加える。

2 最終処分場（法第8条第1項に規定する一般廃棄物処理施設及び法第15条第1項に規定する産業廃棄物処理施設に限り、知事が事実上閉鎖していると認めたものを除く。）の構造又は規模の変更については、次の各号のいずれにも該当する場合に限り、前項の規定は、適用しない。

- (1) 当該変更後の最終処分場の用に供する土地の面積及び当該変更後の最終処分場の埋立容量が、それぞれ設置した際の当該面積及び当該埋立容量の2倍以下の規模である場合
- (2) 次条第1項の規定による協議を開始する日（以下「協議開始日」という。）までに、当該最終処分場において5年以上の処理実績がある場合
- (3) 事業者又は処理業者が、協議開始日までに、県内において5年以上の処理実績（当該最終処分場と同じ処理方法による最終処分場に係るものに限る。）がある場合
- (4) 事業者又は処理業者が、協議開始日の5年前から第26条第1項の規定による事前協議の終了までの間、法第7条の3の規定により事業の全部若しくは一部の停止を命じられ、法第7条の4の規定により許可が取り消され、法第9条の2第1項の規定により改善を命じられ、若しくは施設の使用の停止を命じられ、法第9条の2の2の規定により許可が取り消され、法第14条の3（法第14条の6において準用する場合を含む。）の規定により事業の全部若しくは一部の停止を命じられ、法第14条の3の2（法第14条の6において準用する場合を含む。）の規定により許可が取り消され、法第15条の2の7の規定により改善を命じられ、若しくは施設の使用の停止を命じられ、法第15条の3の規定により許可が取り消され、法第19条の3の規定により必要な措置を講ずべきことを命じられ、法第19条の4第1項の規定により必要な措置を講ずべきことを命じられ、又は法第19条の5第1項の規定により必要な措置を講ずべきことを命じられたこと（他の都道府県知事又は市町村長からこれらの処分を受けた場合を含む。）のない場合
- (5) 事業者又は処理業者が、協議開始日において、当該最終処分場について積み立てるべき維持管理積立金の積立てをしている場合

附 則

この要綱は、平成27年4月1日から適用する。

（廃棄物対策課）

○大規模小売店舗の変更の届出

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定により大規模小売店舗の変更に関する届出があったので、同条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により次のとおり公告し、当該届出及び添付書類を縦覧に供する。

なお、同法第8条第2項の規定により、意見を有する者は、平成27年7月17日までに知事に意見書を提出することができる。

平成27年3月17日

栃木県知事 福田 富一

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
モテナス芳賀
芳賀郡芳賀町祖母井南一丁目11番地1
- 2 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所
芳賀町
芳賀郡芳賀町大字祖母井1020
株式会社たいらや
宇都宮市城東一丁目1番11号
- 3 変更の概要

変 更 事 項	変 更 前	変 更 後	変 更 年 月 日
大規模小売店舗の所在地	芳賀郡芳賀町大字祖母井祖母井南部土地区画整理地内9街区-1	芳賀郡芳賀町祖母井南一丁目11番地1	平成27年2月28日

- 4 届出年月日
平成27年3月4日
- 5 縦覧場所
栃木県産業労働観光部経営支援課

○大規模小売店舗の新設の届出に係る意見の概要

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第8条第3項の規定により、大規模小売店舗の新設に関する届出について同条第1項の規定による意見の概要を次のとおり公告し、当該意見を平成27年4月17日まで栃木県産業労働観光部経営支援課において縦覧に供する。

平成27年3月17日

栃木県知事 福田 富 一

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
（仮称）フードオアシスオータニ高根沢店
塩谷郡高根沢町 宝積寺中坂上土地区画整理事業地内5街区
- 2 法第8条第1項の規定による意見の概要

市 町 村 名	意 見 の 概 要
高 根 沢 町	意 見 な し

○大規模小売店舗の新設の届出に係る県の意見の概要

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第8条第4項の規定により、大規模小売店舗の新設に関する届出に係る意見について通知したので、概要を次のとおり公告し、当該意見を平成27年4月17日まで栃木県産業労働観光部経営支援課において縦覧に供する。

平成27年3月17日

栃木県知事 福田 富 一

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
（仮称）フードオアシスオータニ高根沢店
塩谷郡高根沢町 宝積寺中坂上土地区画整理事業地内5街区
- 2 法第8条第4項の規定による意見の概要
意見なし

（経営支援課）

○農用地利用配分計画の縦覧等

農地中間管理事業の推進に関する法律（平成25年法律第101号）第18条第1項の規定により、農地中間管理機構から農用地利用配分計画の認可の申請があったので、同条第3項の規定により次のとおり公告し、当該農用地利用配分計画を、栃木県農政部経営技術課及び所轄農業振興事務所において、平成27年3月17日から同月31日まで縦覧に供する。

なお、同項の規定により、利害関係人は、縦覧期間満了の日までに知事に意見書を提出することができる。

平成27年3月17日

栃木県知事 福田 富 一

賃借権の設定等を受ける者		賃借権の設定等を受ける土地の所在及び地番
氏名又は名称	住 所	
小 森 和 一	宇都宮市竹林町409番地2	宇都宮市海道町字榎下447番1
吉 田 利 夫	宇都宮市下平出町718番地	宇都宮市下平出町3075番ほか3筆
石 塚 義 一	宇都宮市海道町555番地	宇都宮市海道町字上八郎五380番1ほか19筆
駒 場 伸 一	宇都宮市横山町313番地	宇都宮市下横倉町953番
手 塚 孝 夫	芳賀郡芳賀町大字下延生1631番地	芳賀郡芳賀町大字下延生362番1ほか2筆
沼 能 規 雄	芳賀郡芳賀町大字下高根沢3717番地	芳賀郡芳賀町大字下高根沢字北2254番1ほか4筆
農事組合法人農村源氣 はが 代表理事 綱川欣典	芳賀郡芳賀町大字東高橋1043番地	芳賀郡芳賀町大字祖母井字上野原1973番ほか5筆
黒 崎 文 雄	芳賀郡芳賀町大字芳志戸969番地1	芳賀郡芳賀町大字八ツ木字島前1635番ほか3筆
岩 村 隆	芳賀郡芳賀町大字稲毛田664番地	芳賀郡芳賀町大字稲毛田字西蓮寺305番ほか2筆
阿 部 宣 夫	芳賀郡芳賀町大字東水沼112番地	芳賀郡芳賀町大字西水沼2750番ほか7筆
小 池 忠 良	芳賀郡芳賀町大字東水沼1059番地4	芳賀郡芳賀町大字東水沼3604番ほか7筆
森 島 隆 雄	芳賀郡芳賀町大字八ツ木823番地	芳賀郡芳賀町大字八ツ木字新田1454番ほか3筆
穂 山 安 之	芳賀郡芳賀町大字下高根沢197番地	芳賀郡芳賀町大字下高根沢字南304番ほか6筆
黒 崎 佳 克	芳賀郡芳賀町大字下高根沢2985番地	芳賀郡芳賀町大字下高根沢字中1469番2ほか8筆
石 塚 哲 雄	矢板市川崎反町196番地	矢板市川崎反町字後町107番ほか18筆
佐 藤 秀 子	矢板市東泉629番地	矢板市東泉字西柳町291番ほか1筆
渡 辺 崇	矢板市安沢1606番地1	矢板市安沢字下沢4230番1ほか19筆
君 島 道 夫	矢板市下太田484番地	矢板市泉字宮ノ前247番ほか1筆
高 瀬 悦 雄	塩谷郡高根沢町大字上柏崎353番地	那須烏山市八ヶ代字西山1137番2
池 田 久 雄	那須烏山市上境588番地3	那須烏山市上境字川原142番2
杉 山 壽 教	塩谷郡塩谷町大字肘内598番地	塩谷郡塩谷町大字大久保字北ノ内785番ほか13筆
古 澤 孝 幸	塩谷郡塩谷町大字大久保823番地2	塩谷郡塩谷町大字大久保字原1757番ほか5筆
斎 藤 真	塩谷郡塩谷町大字大久保328番地	塩谷郡塩谷町大字上平字上川原1133番
黒 崎 佳 克	芳賀郡芳賀町大字下高根沢2985番地	塩谷郡高根沢町大字栗ヶ島字下原479番2ほか3筆
菊 地 秀 俊	大田原市北金丸1800番地2	大田原市北金丸字古町1101番ほか17筆

深 澤 邦 道	大田原市蛭田417番地	大田原市蛭田字堀ノ内414番 1 ほか 5 筆
株式会社アグリタカノ 代表取締役 高野 稔	大田原市片府田1003番地	大田原市蛭田字台ノ下1974番 7 ほか10筆
皆 川 悦 郎	那須塩原市箕輪411番地	那須塩原市箕輪字立道東57番ほか 5 筆
佐 藤 友 幸	那須塩原市笹沼132番地	那須塩原市北和田字野添436番ほか17筆
内 野 英 輝	那須塩原市一区町109番地	那須塩原市東三島一丁目104番 8 ほか 2 筆
佐々木 満	那須塩原市二区町409番地	那須塩原市二区町1437番 1
藤 田 忠 夫	那須塩原市三区町552番地	那須塩原市三区町557番地 2 ほか 3 筆
高 村 広 行	那須塩原市槻沢142番地	那須塩原市西遅沢字下原 2 番ほか 8 筆
江 連 晴 彦	那須塩原市金沢783番地	那須塩原市金沢字的場900番ほか 4 筆
渡 邊 博 典	那須塩原市井口23番地	那須塩原市西遅沢字立道45番ほか 1 筆
永 井 憲 一	那須塩原市越堀688番地 3	那須郡那須町大字高久甲字金付坂194番 1 ほか14筆

(経営技術課)

○県営土地改良事業の異種目換地の指定

土地改良法（昭和24年法律第195号）第89条の 2 第 3 項において準用する同法第53条の 2 第 1 項の規定により、県営石島地区土地改良（区画整理）事業において、次の土地を非農用地区域内に換地する土地として指定したので、同条第 3 項の規定により公告する。

平成27年 3月17日

栃木県知事 福 田 富 一

市町村	大 字	字	地 番	地 目	用 途	地 積	摘 要
真岡市	石島	横道	605- 1	畑	畑	869㎡	

(農地整備課)

○都市計画の変更の案の縦覧等

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第 2 項において準用する同法第18条第 1 項の規定により、都市計画を変更しようとするので、同法第21条第 2 項において準用する同法第17条第 1 項の規定により、次のとおり公告し、当該都市計画の変更の案を縦覧に供する。

なお、同法第21条第 2 項において準用する同法第17条第 2 項の規定により、関係市町村の住民及び利害関係人は、縦覧期間満了の日までに知事に意見書を提出することができる。

平成27年 3月17日

栃木県知事 福 田 富 一

- 都市計画の種類及び名称
益子都市計画道路 3・4・1号益子西通り
益子都市計画道路 3・5・3号益子南通り
- 都市計画を定める土地の区域
変更する部分
益子町大字益子の一部
- 縦覧場所
栃木県県土整備部都市計画課、栃木県真岡土木事務所企画調査部企画調査課及び益子町産業建設部建設課
- 縦覧期間
平成27年 3月17日から同月31日まで

(都市計画課)

○栃木県収入証紙売りさばき場所の変更

栃木県収入証紙条例（昭和25年栃木県条例第46号）第10条の規定により、栃木県収入証紙売りさばき場所の変更について、次のとおり届出があったので、同条例第14条の規定により公告する。

平成27年3月17日

栃木県知事 福 田 富 一

変 更 年 月 日	変 更 後 の 売 り さ ば き 場 所	変 更 前 の 売 り さ ば き 場 所	氏名又は名称
平成27年 3月1日	那須郡那珂川町小川3430 栃木県行政書士会車庫証明申請那珂川 センター	那須郡那珂川町三輪753 栃木県行政書士会車庫証明申請那珂川 センター	栃木県行政書 士会

(会計局会計管理課)